### 掛金の支払(自動振替)に利用できる金融機関

(令和7.4現在)

☆都市銀行……・全行の本店および支店

☆信託銀行……三菱UFJ・みずほ・三井住友・SMBC

☆地方銀行……・全行の本店および支店 ☆第二地方銀行……・全行の本店および支店

☆ゆうちょ銀行……・全店

金 庫

行

銀

☆労働金庫……・全労働金庫の本店および支店

☆商工組合中央金庫……本店および支店

下記の信用組合の本店および支店でのみ取扱い可能

	北海道					香川県
	北央	会 津 商 工	東	糸 魚 川	飛騨	香 川 県
	札幌中央	茨 城 県	江東	山 梨 県	益田	高知県
	空知商工	茨 城 県	青 和	山梨県民	滋賀県	土 佐
	十   勝	栃木県	中 ノ 郷	都留	滋賀県民	宿 毛 商 銀
	釧路	真 岡	共 立	長野県	滋賀県	福岡県
	青森県	那须	七 島	長 野 県	大 阪 府	福岡県
	青 森 県	群馬県	大 東 京	富山県	成 協	佐賀県
	岩手県	あ か ぎ	第一勧業	富山県医師	大 阪 協 栄	佐賀東
	杜陵	群 馬 県	警 視 庁 職 員	富山県	のぞみ	長崎県
	宮城県	ぐんまみらい	東京消防	石川県	大 阪 府 警 察	西海みずき
	石 巻 商 工	埼玉県	東京都職員	金沢中央	近畿産業	福江
_	古 川	熊 谷 商 工	神奈川県	石川県医師	兵庫県	熊本県
	仙 北	埼 玉	神奈川県歯科医師	福井県	兵庫県警察	熊 本 県
	秋田県	千葉県	横浜華銀	福泉	兵 庫 県 医 療	大分県
	秋 田 県	房総	小田原第一	愛知県	兵 庫 県	大 分 県
	山形県	銚 子 商 工	新潟県	愛 知 商 銀	淡陽	宮崎県
	北郡	君津	新 潟 縣	愛知県警察	島根県	宮崎県南部
	山形中央	東京都	興 栄	名古屋青果物	島根益田	鹿児島県
	山形第一	あすか	はばたき	豊 橋 商 工	広島県	鹿児島興業
	福島県	全 東 栄	協栄	愛知県中央	広 島 市	
	いわき	東浴	巻	岐阜県	山口県	
	相双五城	東京厚生	ゆきぐに	岐 阜 商 工	山口県	

信用農業協同 組合連合会・ 農業協同組合

信用組合

☆信用農業協同組合連合会・

農業協同組合

(注)お取扱いしていない金融機関

農林中央金庫 漁業協同組合 SBI新生銀行 PayPay銀行 あおぞら銀行 セブン銀行 ソニー銀行 楽天銀行

ローソン銀行 オリックス(信託)銀行 住信SBIネット銀行 UI銀行

大和ネクスト銀行 SBJ銀行 シティバンクを含む外国銀行 みんなの銀行

※GMOあおぞらネット銀行は、2024年6月より取扱いが可能となりましたが、一部取扱いができない支店があります。詳細は同行へ照会ください。

#### 申込書提出前のご注意

申込書を提出する前にもう一度確認してください。

[新規に加入される方]

- ●指定した金融機関は上記の一覧表の中にありますか。 (記載以外の金融機関は取扱いできません。)
- ◉指定金融機関・口座名義人・口座番号は預金通帳に記載されている内容と 同じですか。

(異なっている場合は改めて手続きが必要となります。)

- ●金融機関お届け印は指定金融機関に届けてあるものを使用されましたか。 (異なっている場合は改めて手続きが必要となります。)
- ●印鑑は上3枚に押印し、本人控え(3枚目)はお手元に残していますか。

### 掛金の口座振替について

「☆一部お取扱いできないところがあります。

- ●掛金は指定□座から月額掛金の12 カ月分を年1回自動振替により徴収 します。万一、振替ができなかった 場合は次月に再振替を行います。
- ●振替日は毎年2月22日、再振替は3 月22日となります。

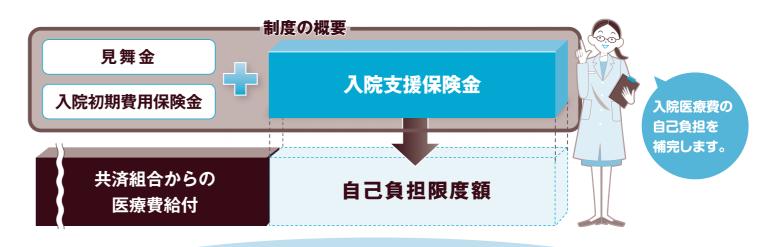
(22日が非営業日の場合、翌営業日 の振替となります。)

## ネネ地方職員共済組合

# 入院医療費支援制度・特定疾病支援プラスα 加入ガイド



福祉事業として実施するもので、附加給付の補完を目的としています。



## 昨年度、特定疾病支援プラスαが新設!!

※【契約概要】【注意喚起情報】はP31 ~P34に記載しています。ご加入前に必ずご確認の うえ、お申込みください。

令和7年10月8日(水)

責任開始期(加入日) 令和8年3月1日(日)

加入手続き等に関するお問い合わせ先 地方職員共済組合「入院医療費支援制度」照会センター

フリーダイヤル 000 0120-660-112

照会受付期間:令和7年9月1日(月)から令和7年10月17日(金)まで (受付時間:9:30から17:00 月~金(祝日を除く)) ※令和7年10月20日(月)からは請求・相談センター 0120-777-580までご連絡ください。

明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第一部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

03-6259-0026(代表番号) 受付時間:9:00から17:00 日〜全(知日を除く

# 入院医療費支援制度

「入院医療費支援制度」は入院時に必要となる医療費の自己負担額、 保険外診療等に係る費用を補完することを目的とした共済組合独 自の制度です。 〈参考:平成25年4月からの附加給付等の見直しについて〉

見直しとなった項目

廃止となった項目

入院附加金

災害見舞金附加金

一部負担金払戻金等

結婚手当金

## 入院医療費支援制度の特徴

1 入院時に必要となる 自己負担額を 補完します。

> 入院時に必要となる医療費のうち 自己負担となる金額を補完します。 ※法定給付・附加給付とは連動しません。

2 保険外診療等に係る 費用を補完します。

> 入院時にかかる準備費用や家族 の看護に伴う費用を補完します。

3 制度の活用状況

平成27年度発足以降、

17,698件の

保険金、給付金をお支払いしています。

(令和7年2月末日時点)

**4** h

## 加入手続きが簡単

簡単な告知内容の確認により 加入申込ができます。申込書の 記入方法も簡単です。

### 「入院医療費支援制度」の概要 ~自己負担限度額を補う制度です~

病気やケガで入院をした場合、医療費は高額となる場合があります。共 済組合からは医療給付が支払われますが、 自己負担は残ることとなります。

自己負担上限額 25,000円 3割 入院支援保険金※1※4 一部負担金払戻金 5.0万円コース 2.5万円コース 共済組合から給付 入院日数(入院日数30日) 入院日数(入院日数30日) 7割 法定給付 に応じて1月につき に応じて1月につき **25,000**円 **| 50,000**円 \*標準報酬月額53万円以上の方の自己負担限度額 ※公的給付・付加給付とは連動しません。 は50.000円

- ※1 入院支援保険金[損害保険] …入院月数に応じた給付を行います。(入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。)
- ・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の 有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- ·2.5万円および5.0万円コースは見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金をセットしたものです。
- ・見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金ではお支払いの対象 となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なりま す。

### 保 険 外診

### ・入院時食事代

1 食あたりの 自己負担額

510<sub>円</sub>

(令和7年4月1日より) 出典元 官報 号外第60号

・差額ベッド代 1日あたりの平均額 6,714円

出典元 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」 (令和6年7月3日)

その他費用日用品代、家族の交通費



- ※2 入院初期費用保険金[損害保険] …入院日数に関わらず1回の入 院に対して給付を行います。
- ※3 見舞金(疾病入院給付金、災害入院給付金)[生命保険]
  - …入院日数に応じて基準給付金額の支払を行います。

※4 被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払事由に

### 入院初期費用保険金※2※4

入院日数に関わらず1回の入院につき

**30,000** 円

見舞金※3

入院日数×給付金額

1,000円

該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

# 入院医療費支援制度

意向確認【ご加入前のご確認】 入院医療費支援制度(支援・初期費用部分)は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

○病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。 また、入院支援として1月につき2.5万円または5万円をお支払いします。

意向確認 【ご加入前のご確認】 入院医療費支援制度 (見舞金部分) は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

○病気やケガで入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

○三大疾病(悪性新生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、 お支払日数の限度はありません。

## 制度内容

【支援·初期費用部分】疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、

傷害入院初期費用特約付医療保険[損害保険]

【見舞命部分】家族特約付疾病入院給付特約※2付災害入院給付特約※2付無配当団体医療保険「生命保険」

【加入対象区分:本人・配偶者・こども】

入院日数 (入院日数30日)※1に応じて1月につき

疾病・傷害の治療を目的として入院したとき 疾病・傷害の治療を目的として入院したとき

### 入院支援保険金

(疾病・傷害入院支援保険金)

【損害保険】

疾病・傷害の治療を目的として入院したとき

(疾病・傷害入院初期費用保険金)

【損害保険】

入院初期費用保険金

### 見舞余

(疾病入院給付金※2 災害入院給付金※2)

【生命保険】

**25,000**<sub>□</sub>

入院日数に関わらず

1回の入院につき

**30,000** <sub>円</sub>

**50,000**<sub>円</sub>

入院日数 (入院日数30日)※1に応じて1月につき

病気・ケガで入院をしたとき(入院1回につき)

基準給付金額

1,000 円 × 入院日数

- ※1 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。
- ※2 疾病入院給付特約(特約の型: I型、入院給付金の型: 124日型)・災害入院給付特約 (入院給付金の型:124日型)

#### 【損害保険部分】

- \*疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度 契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通 算して34月を限度とします。
- \*疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該 当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支 ※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、それぞれ 払日数には含めません。
- \*疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、 ※ただし、疾病入院給付金について、三大疾病(悪性新生物(が 初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通 算して15回を限度とします。
- 入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険 金は支払いません。

本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者 となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害 ※上記は医療保険と無配当団体医療保険をセットしたものです。医 保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いでき ない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- ●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- ●保険期間の変更
- ●掛金の払込方法の変更

\*損害保険部分のコースは2.5万円コースの場合 "25"、5.0万円 コースの場合"50"として管理されます。

#### 【生命保険部分】

- ※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院 について124日を限度とします。
- 通算して1,095日を限度とします。
- ん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする 入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- \*傷害入院初期費用保険金が支払われる入院を開始したときまたは ※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の 有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
  - ※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

#### 【損害保険部分・生命保険部分共通】

- 療保険と無配当団体医療保険ではお支払いの対象となる支払事由 や支払給付金の算出方法等が異なります。それぞれの保障内容、 掛金等の詳細は3~6、17~26ページをご参照ください。
- ※「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等 が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづき お支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

## 月額掛金

【損害保険部分】疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、 傷害入院初期費用特約付医療保険

【生命保険部分】家族特約付疾病入院給付特約※付災害入院給付特約※付無配当団体医療保険

## [必要となる掛金]

当制度では口座振替によって掛金を徴収します。

掛金は年1回、12カ月分を毎年2月22日に引き落とします。取扱金融機関は裏表紙をご覧ください。 (本人・配偶者 共通) (22日が非営業日の場合、翌営業日)

(単位:円)

(単位:円)

			(単位・円)			
	<2.57	万円コース>		<5.0万円コース>		
年齢	月額掛金	うち損害 保険部分	うち生命 保険部分	月額掛金	うち損害 保険部分	うち生命 保険部分
15歳	274	240	34	384	350	34
16~20歳	304	270	34	444	410	34
21~25歳	501	450	51	721	670	51
26~30歳	601	530	71	881	810	71
31~35歳	574	500	74	834	760	74
36~40歳	555	470	85	815	730	85
41~45歳	613	520	93	893	800	93
46~50歳	765	640	125	1,125	1,000	125
51~55歳	957	790	167	1,407	1,240	167
56~60歳	1,247	1,010	237	1,827	1,590	237
61~65歳	1,689	1,330	359	2,459	2,100	359
66~69歳	2,455	1,910	545	3,585	3,040	545

〈こども〉

(単位:円)

※疾病入院給付特約(特約の型: I型、入院給付金の型: 124 【共通】

<2.5万円コース> <5.0万円コース> 年齢 うち損害しうち生命 うち損害しうち生命 月額掛金 月額掛金 保険部分 保険部分 保険部分 保険部分 0~15歳 277 240 37 387 350 37 16~20歳 307 270 37 447 410 450 37 37 21~25歳 487 707 670

【参考:年間掛金について】

本人が2.5万円コースに加入の場合、41~45歳の年間掛金は7,356円です。 本人が5.0万円コースに加入の場合、41~45歳の年間掛金は10,716円です。

- 日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型:124日型)
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満 の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上 げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和8年3月 1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該 当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 【損害保険部分について】
- ・記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する 可能性があります。
- ・損害保険部分のコースは2.5万円コースの場合"25" 5.0万円コースの場合"50"として管理されます。

#### 【生命保険部分について】

- ・記載の掛金は加入者が10,000名以上100,000名未満の 場合の掛金です。
- ・実際の加入者数に応じて掛金は変動する場合があります。 その場合は初回に溯って正規掛金を適用させていただきま
- ・記載の掛金は令和7年3月1日更新時に適用している優良割 引率で計算しています。
- なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減 等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となること があります。



- ○配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入くだ ○本人の疾病入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した
- ○配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてくだ
- ○こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同一特約に 同額にて加入となります。
- ○本人が脱退した場合には、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- 場合、疾病入院給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から 脱退となります。
- ○本人の災害入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した 場合、災害入院給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から 脱退となります。
- ○いずれかの金額(コース)を選んでください。

### お申し込みの際は加入資格、告知内容について必ずご確認ください。

告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金を お支払いできない場合があります。

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、 告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

### 加入資格



地方職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、 令和8年3月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方。 (継続の場合は満75歳6カ月までの方)



組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年3月1 日現在満18歳以上、満69歳6カ月までの方。(継続の場合は満75歳 6カ月までの方)



組合員本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、令和8年3月 1日現在満0歳から満25歳6カ月までの方。

※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。 ※配偶者については戸籍上の配偶者となります。(被扶養者以外の配偶者も加入できます。)



## 告知内容

#### 本 人

#### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、か つ、病気により就業を制限されていません。

(注) 「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、 勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時 間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合 をいいます。

#### 配偶者・こども

#### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
  - ② [医師による治療期間] は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

#### 本人・配偶者・こども共通

#### 【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察 した病気にかかったことはありません。 または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合 は該当しません。

#### 【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診

- 察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要
- - ② [医師による診察・検査・治療を受けた期間 | は初診から終 診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
  - ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当し
- ④ [治療] には、指示・指導を含みます。

### 告知の対象と

- ◆医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- ◆歯科医師による虫歯の治療
  ◆手術により完治した急性虫垂炎
  ◆完治後のかぜ
  ◆色覚異常
- ◆現在治療をうけていない花粉症・水虫 ◆妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

# 特定疾病支援プラスα

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】特定疾病支援プラス a は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。 ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 特定疾病支援プラスαの特徴

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性 心筋梗塞・脳卒中)の治療費として 保険金をお支払いします。
  - 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・ 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性 腎不全·肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生 物の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・ 高度障害保険金をお支払いします。
- 年金もしくは一時金として 受け取れます。

## 特定疾病支援プラスαの保障内容等

[加入対象区分:本人・配偶者]

归嗟反众	保障内容	申込保険金額
保障区分	体障内台	120万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられた とき	120
工夫制	特定疾病保険金 (*1)	万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき	
	死亡・高度障害保険金 (*1)	
7大疾病 保障特約	<ul><li>○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li><li>○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき</li><li>○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li></ul>	<b>60</b> 万円
	7大疾病保険金 (**2)	
がん・ 上皮内新生物	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	12
保障特約	がん・上皮内新生物保険金 (※2)	万円

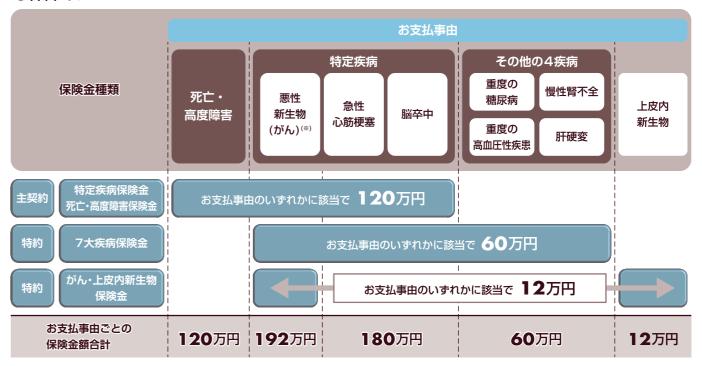
(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

(注)特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

#### 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

#### ◎保障イメージ



(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。 「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

#### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

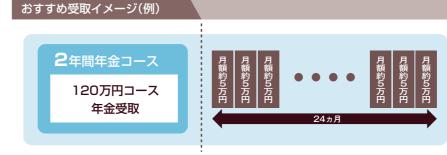


- それぞれ1回のみです。
- ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞ れ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた 場合に消滅します。
- ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、 ●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれ かが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期 保険(Ⅱ型)は消滅します。
  - この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保 障特約も消滅します。

#### ◎年金方式での受取イメージ

### 特定疾病支援プラスαで**2年間**の治療費をご準備いただけます!

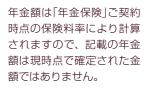
### 120万円コースの場合



- ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金をお支払いします。

### 2年間受け取れると、 治療に専念できるね!





悪性新生物(がん)の支払いは加入日(増額日)前を含めてはじめて悪性新生物と **診断確定されたとき**です。支払いに関する詳細は必ず次ページをご確認ください。

#### 保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、 保険金をお支払いします。

	保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例**1	
	<b>北</b> 丰	●悪性新生物 (がん)	加入日(*)前を含めてはじめて*2悪性新生物と診断確定*3されたときただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物*4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫	
	特定疾病保険金	●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病**5を原因として、急性心筋梗塞を発病**5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、 労働の制限を必要とする状態**6が継続したと医師によって診断されたとき、 またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	·狭心症 ·解離性大動脈瘤 ·心筋症	
フ大疾病保険金		●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、 運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	<ul><li>一過性脳虚血</li><li>・外傷性くも膜下出血</li><li>・未破裂脳動脈瘤</li></ul>	
*13		●重度の糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、糖尿病を発病*5し、医師が必 続的なインスリン療法*8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して		
		●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、高血圧性疾患を発病*5し、その膜症*9であると医師によって診断されたとき	の疾病により高血圧性網	
		●慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になったと 医師が必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき	医師によって診断され、	
		●肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、肝硬変の状態になったと医師見(生検)により診断されたとき*11	によって病理組織学的所	
がん・上皮内新生物保険金			加入日(*)前を含めてはじめて*12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定*3されたときただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
3	花亡	保険金	死亡されたとき		
7	高度	章害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病*5により所定の高度障害状態になられ	にたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病 ※8「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法 保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表 1 対象となる悪性新生 物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれま す。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されてい る場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定 されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*) 以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部 位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物 (がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなさ れることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得ら れない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあり ます。
- ※4「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、 子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、 または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、 大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)の TNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上 皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・ 高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した 時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時 も含まれます。
- ※6「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事 務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする 状態をいいます。
- ※7急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病 保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイ バースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、 穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

- は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑 制できない場合に限ります。
- ※9キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細 については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾 病定期 Ⅱ 用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液 浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を 除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見によ る診断も認めることがあります。
- ※12ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診 断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物 (がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象と はなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払 対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日 (\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮 内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。こ れらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※137大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更 された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更する ことがあります。
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」 と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただ きます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

## 月額掛金 <保険期間1年間 集団扱月払 主契約120万円>

## [必要となる掛金] 当制度では口座振替によって掛金を徴収します。 掛金は年1回 12カ目分を毎年2月22日に引き落とし

掛金は年1回、12カ月分を毎年2月22日に引き落とします。取扱金融機関は裏表紙をご覧ください。

### (本人・配偶者 共通) (22日が非営業日の場合、翌営業日)

'T'/ AU		22日が升占木口の*			(単位:円)	
		男性			女 性	
			本 人	・配偶者		
申込保険金額			12	<b>0</b> 万円		
年齢	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約
	120万円	60万円	12万円	120万円	60万円	12万円
16~20歳	178	78	16	148	78	18
21~25歳	239	84	16	178	90	30
26~30歳	245	96	17	227	120	38
31~35歳	304	126	19	325	174	54
36~40歳	413	162	24	480	264	73
41~45歳	574	234	36	703	438	96
46~50歳	961	408	56	888	570	120
51~55歳	1,598	648	86	1,163	726	124
56~60歳	2,506	1,104	149	1,434	966	143
61~65歳	3,908	1,758	272	2,038	1,146	193
66~69歳	5,789	2,538	418	2,693	1,530	217

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数につい ※新規加入および特約の付加は69歳までとなります。 て6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- 歳6ヵ月まで
- ※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額によ としてお取扱いします。 額30億円以上100億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の 主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その 場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
- ます。実際の掛金等はご加入(増額) および更新時の基礎率により決 合、41~45歳(男性)の年間掛金は10,128円です。 定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることが あります。

加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に (例)保険年齢40歳=令和8年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40 「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、そ の後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたもの

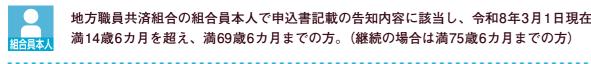
り割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金 (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み 替えます。

#### [参考:年間掛金について]

※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されてい 本人が主契約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に加入の場

保険金等のお支払いについて、本パンフレット27~30ページに詳細が記載されています。 必ずご確認ください。

### 加入資格



地方職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年3月1日現在 満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方。(継続の場合は満75歳6カ月までの方)



組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年3月1日現在満18歳以上、 満69歳6カ月までの方。(継続の場合は満75歳6カ月までの方)(配偶者だけの加入はで きません)

- ※配偶者については戸籍上の配偶者となります。(被扶養者以外の配偶者も加入できます。)
- ※配偶者だけの加入はできません。
- ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等に 合、告知内容に該当しても再加入はできません。 よっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
- ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払い できない場合があります。
- ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険 金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は 本人と同様に脱退となります。
- ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退との対象になりません。 なった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶 (\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」 者は継続加入となります。
- ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場
- ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当し ても7大疾病保障特約の再度付加はできません。
- ※加入日(\*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた 場合には、加入日(\*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確 定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新 生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払い
  - と読み替えます。

## 告知内容

#### 本 人

#### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病 気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、 勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時 間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合 をいいます。

#### 配偶者

#### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期 間中ではありません。

#### (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断による もの)までの期間をいいます。

#### 本人・配偶者共通

#### 【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診 密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合 【現在までの健康状態】 は該当しません。

#### 【過去5年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープま れたことはありません。 たは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたこと はありません。

#### (がん・上皮内新生物保障特約について)

当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金 察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精 を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康 状態】をご確認ください。

申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ 腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断さ

《別表》 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、 先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、 子宮筋腫、糖尿病

### 「入院医療費支援制度」「特定疾病支援プラスα」の加入要件

#### (1)組合員本人の加入要件

要件① 特定疾病支援プラスα(主契約)に加入する場合は、入院医療費支援制度の加入が必要です。

要件② 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に加入する場合は、特定疾病支援プラスα(主契約) の加入が必要です。

#### (2)組合員本人の加入パターン(5通り)

NO	入院医療費支援制度	特定疾病支援プラス α (主契約)	7大疾病保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約
1	加入	* * * *	* * * *	* * * *
2	加入	加入	* * * *	* * * *
3	加入	加入	加入	* * * *
4	加入	加入	* * * *	加入
5	加入	加入	加入	加入

#### (3)配偶者の加入要件

要件① 本人の加入が必要です。(配偶者単独の加入はできません)

要件② 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に加入する場合は特定疾病支援プラスα(主契約)の 加入が必要です。

#### (4)配偶者の加入パターン(9通り)

NO	入院医療費支援制度	特定疾病支援プラス <i>α</i> (主契約)	7大疾病保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約
1	加入	* * * *	* * * *	* * * *
2	加入	加入	* * * *	* * * *
3	加入	加入	加入	* * * *
4	加入	加入	* * * *	加入
5	加入	加入	加入	加入
6	* * * *	加入	* * * *	* * * *
7	* * * *	加入	加入	* * * *
8	* * * *	加入	* * * *	加入
9	* * * *	加入	加入	加入

#### (5) 加入要件NGの代表例

加入対象 区分	入院医療費 支援制度	特定疾病支援プラス α (主契約)	7大疾病保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約
本人	加入	* * * *	* * * *	* * * *
配偶者	* * * *	加入	* * * *	* * * *
本人	加入	加入	* * * *	* * * *
配偶者	* * * *	加入	加入	* * * *
本人	加入	加入	加入	加入
配偶者	* * * *	* * * *	* * * *	加入
本人	加入	加入	加入	加入
配偶者	加入	* * * *	加入	加入
	区分 本人 配偶者 本人 配偶者 本人 配偶者	区分     支援制度       本人     加入       配偶者     *****       本人     加入       配偶者     ****       本人     加入       配偶者     ****	区分     支援制度     (主契約)       本人     加入     *****       配偶者     *****     加入       本人     加入     加入       本人     加入     加入       配偶者     *****     *****       本人     加入     加入       配偶者     *****     *****	区分     支援制度     (主契約)     7大疾病保障特約       本人     加入     *****       配偶者     *****     加入     *****       本人     加入     加入     加入       本人     加入     加入     加入       配偶者     *****     *****     *****       本人     加入     加入     *****       本人     加入     10入     10入       本     *****     *****

#### 解説

- NO 1 本人の特定疾病支援プラスα(主契約)の加入が必要
- NO2 本人の7大疾病特約の加入が必要
- NO3 配偶者の特定疾病支援プラス α (主契約) の加入が必要
- NO 4 配偶者の特定疾病支援プラスα(主契約)の加入が必要

※上記の加入要件NG(代表例)は\*\*\*(赤字部分)の加入を必要とするエラーです。 上記は代表例を表記しています。

他のNGパターンもありますのでご注意ください。

### 掛金は年1回12ヵ月分をご指定の口座より毎年2月22日に引き落とします。

#### ◎支払事例1<入院医療費支援制度2.5万円に加入の場合>



#### 25歳の組合員が病気やケガで5日間入院した場合

入院支援保険金※1 25.000円 (25.000円×1月) 見舞金※2

5,000円 (1,000円×5日)

入院初期費用保険金※3 30.000円

5日間の入院で合計

60.000円が支払われます。

### 月額掛金501円

うち損害保険部分 450円 うち生命保険部分 51円



#### 40歳の組合員が病気やケガで31日間入院した場合



内訳

入院支援保険金※1 見舞金※2

50,000円 (25,000円×2月) 31,000円 (1,000円×31日)

入院初期費用保険金※3 30.000円

31日間の入院で合計

111,000円が支払われます。

### 月額掛金 555円

うち損害保険部分 470円 うち生命保険部分 85円



#### 10歳のこどもが病気やケガで14日間入院した場合

内訳 見舞金※2

入院支援保険金※1

25,000円 (25,000円×1月) **14.000**円 (1.000円×14日)

入院初期費用保険金※3 30.000円

14日間の入院で合計

69.000円が支払われます。

### 月額掛金 277円

うち損害保険部分 240円 うち生命保険部分 37円

### ◎支払事例2<入院医療費支援制度2.5万円、特定疾病支援プラスα(主契約のみ)120万円に加入の場合>

#### 35歳の組合員が悪性新生物(がん)で25日間入院した場合



#### 【入院医療費支援制度】

入院支援保険金※1 見舞金※2

25.000円 (25.000円×1月) 25,000円 (1,000円×25日)

入院初期費用保険金※3 30.000円

【特定疾病支援プラスα】

特定疾病保険金※4、5 120万円 (年金年額約60万円×2年)

## 月額掛金 899円

うち損害保険部分 500円 うち生命保険部分 399円

月額掛金 878円

うち損害保険部分 500円 うち生命保険部分 378円

### 25日間の入院で合計 120万円 (年金年額約60万円×2年) +80,000円が支払われます。

## ※1 入院支援保険金[損害保険]…入院月数に応じた支払を行います。

- (入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り 上げて1月とします。)
- ※2 見舞金(疾病入院給付金、災害入院給付金)[生命保険] …入院日数に応じて基準給付金額の支払を行います。
- ※3 入院初期費用保険金[損害保険]…入院日数に関わらず1回の入院に 対して支払を行います。

#### ※4特定疾病保険金[生命保険]

- …所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋 梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき。
- 「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術 を受けたとき」を含みます。
- ※5 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- ・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無 は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 【共通】
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数につ いて6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢40歳=令和8年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40 歳6ヵ月まで

・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。 〈入院医療費支援制度〉

#### 【損害保険部分について】

・記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があ

【生命保険部分について】 記載の掛金は、概算掛金です。

- ・2.5万円および5.0万円コースは見舞金と入院初期費用保険金と入院 支援保険金をセットしたものです。
- ・見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金ではお支払いの対象 となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。 〈特定疾病支援プラスα〉

- ※特定疾病支援プラスαの掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の 総保険金額により割引が適用される場合があります。
- 記載の掛金は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の 掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金 も異なる場合があります。
- その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
- ※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されてい ます。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定します ので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

### 「入院医療費支援制度」Q&A

掛金はどのように 支払うのですか?

#### A1 年1回、口座振替により掛金を徴収します。

- ・掛金は指定口座から月額掛金の12カ月分を年1回自動振 替により徴収します。万一、振替ができなかった場合は 次月に再振替を行います。
- ・振替日は毎年2月22日、再振替は3月22日となります。 (22日が非営業日の場合、翌営業日の振替となります。)
- ※金融機関についてはパンフレット裏表紙の掛金の支払 (自動振替) に利用できる金融機関よりご指定ください。

加入するコースは標準報酬月額に関わらず 選択することができますか?

#### **A2** 選択できます。

標準報酬月額によって推奨するコースはありますが、加入 するコースはご自身で選択していただきます。加入のコー スは毎年、任意で変更することができます。

標準報酬月額530.000円未満の組合員 「2.5万円コー ス」を推奨します。

標準報酬月額530,000円以上の組合員 「5.0万円コー ス」を推奨します。

※「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院 料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明に もとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該 当しません)。

給付額は標準報酬月額や入院時の実質 自己負担額によって変動しますか?

#### A3 変動しません。

給付額は加入するコースによって決まります。標準報 酬月額や実質自己負担額によって給付額が増減額さ れることはありません。

他の制度にも加入していますが、 その場合にも給付金・保険金は受け取れますか?

#### **A4** 受け取れます。

他制度、生命保険等の給付によって当制度の給付金・ 保険金が減額されることはありません。

申込時点では組合員でしたが加入日 (令和8年3月1日)前に退職予定ですが、 加入できますか?

#### A5 加入できません。

申込時点および加入日時点で地方職員共済組合の組 合員であることが必要です。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院 の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断し

### 保険金・給付金請求の流れ



### 保険金・給付金の請求時の留意点

申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始 期(加入日)といいます。責任開始期(加入日)は申込日(申込 書を記入・提出した日)とは異なります。責任開始期(加入日)

前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当して いるかどうかに関わらず、お支払いはできません。(当制度の 責任開始期(加入日)は、令和8年3月1日となります。)

#### 保険期間内に原因発生があり、保険期間内に発生した入院が保険金・給付金の請求対象となります。 申込日 責任開始期(加入日) 1年経過 脱退 保険期間 ×:原因発生 ➡ :入院期間 パターン① パターン② × パターン③ パターン④ パターン(5) 入院支援 入院初期 見舞金 保険金 費用保険金 パターン(1) | 責任開始期(加入日)後の原因発生、かつ入院開始 $\bigcirc$ $\bigcirc$ × パターン(2) | 責任開始期(加入日)前の原因発生、かつ入院開始 X X パターン(3) | 責任開始期(加入日)前の原因発生、かつ責任開始期(加入日)後1年以内の入院開始 × X X 保険期間中の原因発生、入院開始、かつ退院は脱退後 パターン④ $\bigcirc$ % $\bigcirc$ $\bigcirc$ X X パターン(5) 保険期間中の原因発生、かつ入院開始、退院とも脱退後 X ※支払対象は脱退日前日迄となります。なお、更新時本人の意思とは関係なく、

脱退となった場合には、該当する入院の終了までが支払対象となります。

### 各種手続きは「入院医療費支援制度」請求・相談センターで受け付けます。



請求事由が発生した場合

「入院医療費支援制度」 請求・相談センター

**100** 0120-777-580



登録情報を変更する場合(住所・電話番号・口座振替情報)

パンフレットに同封している異動報告書によりご連絡ください。

### 退職後継続の取扱いについて

※申し出がない限り継続扱いとさせていただきます。

在職中にご加入いただいた方は、退職後も満75歳6カ月まで継続してご加入いただけます。

(1)組合員本人

退職時または他共済への転出時に「入院医療費支援制度」「特定疾病支援プラスα」に加入している組合員本人

(2)配偶者

組合員本人の退職時または他共済への転出時に「入院医療費支援制度」「特定疾病支援プラスα」に加入してい る配偶者

(3)こども

組合員本人の退職時または他共済への転出時に「入院医療費支援制度」に加入しているこども ※特定疾病支援プラスαにはこどもの取扱いはありません。

(1)継続できる年齢

組合員本人満75歳6ヵ月まで

配偶者 満75歳6ヵ月まで

こども 満25歳6ヵ月まで

※配偶者・こどもだけの加入はできません。

※本人が脱退した場合には、配偶者・こどもは同時 (4)コース変更

に脱退となります。

(2)保障内容

保障内容は現職時と変わりありません。

(3)掛金

現職時と同様に口座振替によって掛金を徴収しま

増額をすることはできません。

続 方 法

●自動更新になります。住所·電話番号·登録口座が変わる場合は、同封の異動報告書にて必ずご報告ください。

#### 【70歳以上の月額掛金 (本人・配偶者)】

(入院医療費支援制度)

取扱いの要件

退職扱い継続の

取 扱 内容

(単位:円)

(単位:円)

					ζ.	T 1-2 - 1 - 1 /
	<2.5万円コース>			<5.0万円コース>		
年齢	月額掛金	うち損害 保険部分	うち生命 保険部分	月額掛金	うち損害 保険部分	うち生命 保険部分
70歳	2,523	1,910	613	3,653	3,040	613
71歳	3,235	2,590	645	4,785	4,140	645
72歳	3,270	2,590	680	4,820	4,140	680
73歳	3,305	2,590	715	4,855	4,140	715
74歳	3,344	2,590	754	4,894	4,140	754
75歳	3,377	2,590	787	4,927	4,140	787

#### 【共通】

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数に ついて6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいま す。(例) 保険年齢40歳=令和8年3月1日現在満39歳6ヵ月を超 え満40歳6ヵ月まで。
- ・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年 齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

#### 【損害保険部分について】

- ・記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があ
- ・損害保険部分のコースは2.5万円コースの場合"25"、5.0万円コース ・実際の加入者数に応じて掛金は変動する場合があります。 の場合"50"として管理されます。

#### 【生命保険部分について】

- ・記載の掛金は加入者が10,000名以上100,000名未満の場合の掛金 です。
- その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。
- ・記載の掛金は令和7年3月1日更新時に適用している優良割引率で計 算しています。

なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減等により 適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

#### (特定疾病支援プラスα)

(単位:円)

(単位:円)

	男性			男性 女性			
年齢	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	
	120万円	60万円	12万円	120万円	60万円	12万円	
70歳	5,789	2,538	418	2,693	1,530	217	
<b>71</b> 歳	7,286	3,126	498	3,343	1,740	238	
72歳	7,873	3,336	527	3,672	1,806	246	
73歳	8,509	3,540	553	4,034	1,878	254	
<b>74</b> 歳	9,212	3,756	581	4,412	1,944	263	
75歳	10,000	3,906	608	4,807	2,052	272	

※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および 更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

### 田フ北八 (1) 「大塚・河田豊田敦公/指宝保隆)」「自毎全郭公/生命保隆)」「特定症病支援プラスの」共通

ロメガメしょし <b>プレッ</b> (							
申 込 方 法	[申込書での申込みの場合] 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出下さい。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 [Webでの申込みの場合] Web申込システムにログインのうえ、お手続きください。	既にご加入の方で、お手続きをされなかった場合は、自動 更新として取り扱いします。					
保険期間	1年間(令和8年3月1日~令和9年2月28日)で以後毎年更新します。(更新時以外の任意脱退は原則できません。) 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合	には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、 掛金の払込みが条件となります。 ※退職や他共済への転出時の取扱いについては16ページ の「退職後継続の取扱いについて」をご参照ください。					
掛金金	・掛金は指定口座から月額掛金の12カ月分を年1回自動振替により徴収します。万一、振替ができなかった場合は次月に再振替を行います。						
税法上の取扱い	入院医療費支援制度  ・掛金は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。 ただし、支援・初期費用部分の傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金および見舞金部分の災害入院給付金に対する部分の掛金を除きます。  ・入院支援保険金、入院初期費用保険金、見舞金は非課税です。特定疾病支援プラスα  ・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。  ・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。	税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ・高度障害保険金は非課税です。 ・特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。					

# 解約返れい金

当 金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

### 取扱いについて[特定疾病支援プラス α]

年金の取扱いに つ い て	1. 年金の種類と型 ・年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です) 2. 配当金 ・年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3. 年金受取人 ・保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ・支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い ・年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ・年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ・年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一	括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。  5. 年金払の対象となる保険金 ・無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。《7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部》・ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。 ●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。
自動更新の取扱い	保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が75歳を超えるときは、自動	更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

#### 契約者と生命保険会社からのお知らせ

保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態 供されます。 等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約 (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、 者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を 含みます。以下同じ。) へ提供いたします。契約者は、当 該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事 務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領し なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきまして た個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、 は、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) 保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会 をご参照ください。 の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商ご留意くださいー ぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありま 当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被 すが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提

> 保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保 その他必要と認められる目的に利用目的が限定され ています。

社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約 一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際し

品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務 指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者 のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他 の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者) の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあ 提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生したたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者に 際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれ その旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての 同意を取得してください。

#### 保険金のご請求について

- 団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のう ください。
- ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3 はできません。 年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受
- ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときに 会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社 は医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

#### 改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について

●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなく 達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合 社にご通知ください。

- ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合に ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の は、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知
- え、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更すること
- に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡っ て効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到 なった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても 保険金をお支払いいたしません。

引受保険会社

保険会社からの

お願いご注意

個人情報に関する

取扱いについて

## 取扱いについて[見舞金部分(生命保険)][特定疾病支援プラスα]共通

#### 明治安田生命保険相互会社

[連絡先] 公法人第一部 法人営業第一部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ TEL: 03-6259-0026

として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相 保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。 互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契 引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと 約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配 当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはな 代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客 りません。したがって、総代の選出に関する社員の権利 さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾 等、社員が有する権利はありません。

#### 入院医療費支援制度

この制度は生命保険会社と締結した家族特約付疾病入 院給付特約付災害入院給付特約付無配当団体医療保険契 約に基づき運営します。

#### 特定疾病支援プラスα

特約付、7大疾病保障特約付、がん・上皮新生物保障特約 当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員) 付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期

したときに有効に成立します。

18

### 取扱いについて (支援・初期費用部分(損害保険))

#### 入院支援保険金・入院初期費用保険金をお支払いできない主な場合 ①被保険者の故意または重大な過失 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれ ②被保険者の犯罪行為 に相当する運転をしている間に生じた事故 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 入院初期費用保険金を除きます。) 保険金をお支払い ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで ⑧地震、噴火または津波 できない場合 ⑨戦争その他の変乱 運転をしている間に生じた事故 など ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。 また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。 保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こ ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた 重大事由による した場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方) または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできな 解除について と認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損いことがありますのでご注意ください。 いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関す なお、更新の際に、保険金額等の変更の申し出がない場 継続加入に関する る加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただ 下で継続加入できます。 し、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合 扱い があります。 ・入院支援保険金、入院初期費用保険金のお支払いは、 した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場 保険期間中に発生した事故による傷害または発病した 合を除き、次のいずれか低い額とします。 疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事 ① 保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の 由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後 保険金の支払条件により算出された保険金の額 の入院はお支払いの対象となりません。 ② 保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した 険金の支払条件により算出された保険金の額 事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院ま 対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期 たは再入院を証する書類があるときは継続した1回の 保険金のお支払い 間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾 について 病による入院につきましては保険金をお支払いいたし・被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払 事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入 (注) したがって、保険期間開始時より前に発病した疾 院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまた 病または発生した事故による傷害について、正し は医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなし く告知して契約した場合であっても、保険金支払 ます。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を の対象外となることがあります。 含めて180日経過後に開始した入院については、新たな ・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が 入院とみなします。 被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過・詳細は約款の規定によります。 保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお 正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お 保険金のご請求 支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団 支払いできないことがあります。 体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。 ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情が 生計を共にする3親等内の親族 ある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および 次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を ②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記 代理請求制度 請求することができます。 ①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または について ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上 上記②以外の3親等内の親族 の配偶者に限ります。) ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を

請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または

請求制度についてお伝えください。

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、 初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平 性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出てい ただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等 「加入申込書兼告知書 | に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在 の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内 容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合 には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分) が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、 保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場 合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお 払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
  - ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約 に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、 増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険 金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除 の原因となった事実 | に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合 があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申 込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない 場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合 には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間: 平日 (土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00) までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

#### 保険会社破綻時等 の取扱いについて

告知の大切さに関

するご案内

この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者 則として90%まで補償されます。

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、 保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原

#### <契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者 記に準じ個人情報が取り扱われます。 (被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状 熊等>(以下、「個人情報 | といいます。)を取り扱い、契 約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱 会社を含みます。以下同じ。) へ提出いたします。契約者 は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保 険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会 社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・ 維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社 (※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約 の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利 用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生 命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および 再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個 人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護 法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほ か、取得、利用または第三者提供を行ないません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引 続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合があり ますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会 社に提供されます。

(※)関連する会社とは、明治安田生命保険相互会社およ び明治安田生命保険相互会社の子会社・関連会社を

明治安田生命保険相互会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) の 「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、 保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保 その他必要と認められる目的に利用目的が限定され

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱い につきましては、ホームページ

(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/) & ご参照ください。

### 引受損害保険会社

個人情報に関する

取扱いについて

#### 引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

取扱代理店 有限会社 麹町共済会 TEL 03-3265-7875 明治安田生命保険相互会社 TEL 03-6259-0026

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社の

ホームページ (https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/) をご覧ください。

MYG-A-25-医-329



お支払いできない

場合について

(解除・免責等)

## 取扱いについて [見舞金部分(生命保険)]

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についても お返しできないことがあります。)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応す る部分が告知義務違反により解除となったとき
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被 保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺として ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。ま た、1年経過後にも取り消しとなることがあります。)
- ●契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその 被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他 の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご 契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- ●次のいずれかによりお支払事由に該当したとき
- 1.疾病入院給付金、災害入院給付金について
  - ①契約者の故意または重大な過失
  - ②その被保険者の故意または重大な過失
  - ③その被保険者の犯罪行為
  - ④その被保険者の精神障害の状態を原因とする
  - ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たな いで運転をしている間に生じた事故
- ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転また はこれに相当する運転をしている間に生じた
- ⑧地震、噴火または津波(ただし、その程度によ り全額または削減してお支払いすることがあり ます。)
- ⑨戦争その他の変乱 (ただし、その程度により全額 または削減してお支払いすることがあります。)

<疾病入院給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

#### 継続加入の 扨 (J

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する 加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ給付金額以 下で継続加入できます。

なお、更新の際に、給付金額等の変更の申し出がない 場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。た だし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更し

#### 給付種類 給付事由 給付内容 入院1回につき 加入日以後に発病した疾病により保険期間中に治療 疾病入院給付金 基準給付金額×入院日数をお支払い を目的として1日以上の入院をしたとき します。 給 付 内 容 入院1回につき 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により 保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をし 災害入院給付金 基準給付金額×入院日数をお支払い します。

当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について 確認する場合があります。

※引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担 ※保険金等のお支払いに関する約款規定については団体 または引受保険会社までお問い合わせください。

生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)

#### 【疾病入院給付金】

- ●加入日(\*)前に発生した傷害または発病した疾病を直 接の原因とする場合でも、加入日(\*)から起算して2 年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたと きは該当する給付金をお支払いする場合があります。
- (\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」 を「増額日」と読み替えます。

#### 【疾病入院給付金について】

- ●入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。 また、「三大疾病」とは、「別表3 対象となる悪性新生 物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定めら れたものとします。
- ●次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的と する入院とみなします。
- ①加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害 の治療を目的として、その事故の日から起算して 180日経過した後に開始した入院
- ②加入日(\*)以後に発生した不慮の事故以外の外因 による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日(\*)以後に開始した、異常分娩のための入院 【災害入院給付金について】
- ●被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院 を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因と なった不慮の事故その他の外因による傷害、疾病また は異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると 引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなしま す。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった 最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後 に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ●疾病入院給付金(124日型)のお支払日数は、1回の入 院について124日、通算1,095日を限度とします。 ただし、疾病入院給付金について、三大疾病(悪性新

の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度 はありません。 ●被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院

- を開始したときにその入院開始の直接の原因となった 疾病と異なる疾病を併発していた場合、または入院中 に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直 接の原因になった疾病により、継続して入院したもの とみなして取り扱います。
- ●正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容 上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等によ る入院は、疾病入院給付金のお支払対象となりません。 なお、異常分娩を原因とする場合は疾病入院給付金の お支払対象となります。
- ●疾病入院給付金と災害入院給付金が重複するとき、重 複する期間については災害入院給付金のみをお支払い
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」 を「増額日」と読み替えます。

- ●入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。 また、「不慮の事故」とは、「別表2 対象となる不慮 の事故」に定められたものとします。
- ●災害入院給付金(124日型)のお支払日数は、1回の入 院について124日、通算1,095日を限度とします。
- ●被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院 を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因と なった不慮の事故による傷害が同一と引受保険会社が 認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、その 事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限

### 指定代理請求 について

給付金に関する

注

給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金 を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険 者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、 その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保 険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、 事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金 のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指しま

指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の被保険者本人に帰属します。 1~5のうちのいずれかの方となります。

- 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
- 2. 被保険者の直系血族
- 3. 被保険者の兄弟姉妹
- 4. 被保険者の3親等内の親族

- 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、 かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適 切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
  - ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていな いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方 など) で、被保険者と同居している方
- イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者 の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

お支払いした給付金は、指定代理請求者にではなく、

給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、そ の後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いでき

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせ があった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者

22

#### 指定代理請求 について 続 き )

医療保障保険契約

内容登録制度

個人情報に関する

取扱いについて

にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代請求者からのご請求はできません。また、指定代理請 理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

き回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者とはできません。 にお支払いの事実などを知られることがあります。

被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理と」を必ずお知らせください。

求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者 \*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故 または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保 意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を 険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づ 招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けるこ

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約 \*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年 の内容 および「そのご契約の指定代理請求者であるこ

#### 「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご 引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項に 契約内容が登録されます。

に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契さい。 約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録しま 【登録事項】 す。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかった (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 ときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ 被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった 場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等 に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険 契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利 用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせ ていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅 時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、 状態に関して相互に照会することがあります。 用いることはありません。

内容を他に公開いたしません。

ついては、引受保険会社[明治安田生命保険相互会社]が 引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および― 管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保 般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以 険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、そ 下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当 の内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出る 団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契 ことができます。また、個人情報の保護に関する法律に 約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの 遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、 判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内 引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第 容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約 三者への提供の停止を求めることができます。上記各手 続きの詳細については、引受保険会社コミュニケーショ 医療保障保険契約のお申込みがあった場合、引受保険 ンセンター (電話 0120-662-332) にお問い合わせくだ

- (2)保険契約の種類 (無配当団体医療保険、医療保障保険 (団体型·個人型))
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額または基準給付金額
- (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保 障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、 ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の

医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生 命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険 また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た 協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の 「加盟会社」をご参照ください。

#### 契約者と生命保険会社からのお知らせ

等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約 供されます。 者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、 含みます。以下同じ。) へ提供いたします。契約者は、当 該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事 務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領し 社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約 をご参照ください。 の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商ー指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー 際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれ 同意を取得してください。

ぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被 記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありま 保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態 すが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提

> 保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保 その他必要と認められる目的に利用目的が限定され ています。

た個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきまして 保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会 は、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/)

品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務 指定された指定代理請求者の個人情報については、上 のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他 記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱 の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で われますので、お申込みにあたっては指定代理請求者に 提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した その旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての

#### 給付金のご請求について

### 保険会社からの お願いご注意

○給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の **改姓、ご家族の異動の変更等について** 団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、 ○ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資

- ○給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3 して引受保険会社にご通知ください。
- ○ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めたと を経由して引受保険会社にご通知ください。

きには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

- 保険契約者を経由して引受保険会社にご請求ください。格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由
- 年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ○被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者

#### 別表1 入院

- 1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含 みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下 において治療に専念することをいいます。
- 2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、 脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、 その施術所を含みます。)
- ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病ま たは体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が悪化したときには、その軽微な 外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に 基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」 に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます(ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除き ます。)。

#### 表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義			
1.急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)。			
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)。			
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます(疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。)。			

24

23 MY-A-25-団医-006161

#### 表2 対象となる不慮の事故の分類項目(基本分類コード)

分類項目(基本分類コード)		除外するもの		
1.3				
2.7	下慮の損傷のその他の外因(WOO ~ X59)	·飢餓·渇		
	·転倒·転落(WOO ~ W19)			
	·生物によらない機械的な力への曝露(W20 ~ W49)(注 1)	<ul><li>・騒音への曝露(W42)</li><li>・振動への曝露(W43)</li></ul>		
	<ul><li>・生物による機械的な力への曝露(W50 ~ W64)</li></ul>	INCLUSION OF THE CONTROL OF THE CONT		
	- 不慮の溺死および溺水(W65 ~ W74)			
	·その他の不慮の窒息(W75 ~ W84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉(W80)		
	·電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85~W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病等)		
	<ul><li>・煙、火および火炎への曝露(X00~X09)</li></ul>			
	·熱および高温物質との接触(X10 ~ X19)			
	·有毒動植物との接触(X20 ~ X29)			
	·自然の力への曝露(X30 ~ X39)	・自然の過度の高温への曝露(X30)中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)		
	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40~X49)(注2)(注3)	・疾病の診断、治療を目的としたもの		
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50 ~ X57)	<ul> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動(X51)(乗り物酔い等)</li> <li>・無重力環境への長期滞在(X52)</li> </ul>		
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58 ~ X59)			
3. t	n害にもとづく傷害および死亡(X85 ~ Y09)			
4. ½	去的介入および戦争行為(Y35 ~ Y36)	·合法的処刑(Y35.5)		
5. P		・疾病の診断、治療を目的としたもの		
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40~Y59)によるもの(注3)			
	<ul><li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60 ~ Y69)</li></ul>			
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70 ~ Y82)によるもの			
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的および その他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないも の(Y83~Y84)			

- (注1)「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- (注2)洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、 細菌性食中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレル ギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- (注3)外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

#### 別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

- 1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
- (1) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大 臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、

表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生 労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3 版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

#### 表 1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害❷	D50-D89

#### 備考

- ●たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

#### 表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
/3…悪性、原発部位
/6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
/ 9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2) 平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頚部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
- (注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「TO」のものは、対象となる悪性新生物・ 上皮内新生物に含みません。
- 2. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の範囲は、平成6年10月12 日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編 「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、下表の分類コードに規定され

る内容によるもの(ただし | 23、 | 69.0、 | 69.1または | 69.3以外であっても、当該分類項目を直接の医学的原因とする 続発症・合併症・後遺症と当会社が認めたものを含みます。)と します。

26

#### 表 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病の種類	分 類 項 目	分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	121
	再発性心筋梗塞	I 22
	急性心筋梗塞の続発合併症	I 23
脳 卒 中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63
	くも膜下出血の続発・後遺症	I 69.0
	脳内出血の続発・後遺症	I 69.1
	脳梗塞の続発・後遺症	I 69.3

### 【特定疾病支援プラス α】 保険金等のお支払いについて

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(\*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの 1 項目に 該当する場合をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき

保険金のお

お支払いできな

つ

いて

- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき
- 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
- □ 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき。
- 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
- 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・ 入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその 被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺と してご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきま す。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。)
- ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 1. 死亡保険金について
- ① 加入日(\*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
- ② 契約者の故意によるとき
- ③ 死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
  - (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 2. 高度障害保険金について
- ① 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ② 契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③ 被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

#### 【保険金のお支払事由について】

- ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は 更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はでき ません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。
- ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
- ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

#### 【ご請求について】

- ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について 通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被 保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部 分については、特約による保険金のお支払いはできません。
- ●『死亡保険金額』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障 定期保険(II型)」の死亡保険金額です。
- ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
- ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

#### 【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

- ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
- (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
- (3) 戦争その他の変乱によるとき
- ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

28

ノニング・ニーズ寺

代理請求特約「Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求でき ない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、そ の事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険 金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

- 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
- 2. 被保険者の直系血族
- 3. 被保険者の兄弟姉妹
- 4. 被保険者の3親等内の親族
- 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な 関係があると当会社が認めた方に限ります。
  - ア. 上記 1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など) で、被保険者と同居している方
  - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法 人の代表者を除く)
- \*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指 定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人か らの代理請求もできません。
- \*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事 情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払 いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被 保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答すること があります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、 引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者 または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約 [Y] の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されていま す。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者で あること」を必ずお知らせください。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明して います。明治安田までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款 | 記載事項の例】

- ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- ●健康状態等の告知義務について
- ●保険金等をお支払いできない場合について
- ●解約と返戻金について
- ●契約内容の変更等について
- ●「生命保険契約者保護機構」について

#### 【お取扱できない事項の例】

- ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- ・保険期間の変更はできません
- ・保険料の払込方法の変更はできません

約款規定については引受保険会社のホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/

product/demand/contract/index.html)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性 があります。

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了 承願います。

- \*この保険には満期保険金はありません。
- \*この保険には自動振替貸付制度はありません。
- \*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

MY-A-25-特疾-006162

### 契約概要•注意喚起情報【損害保険】

入院医療費支援制度(支援・初期費用部分)(医療保険)

#### 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

### 契約概要【ご契約内容】

#### ● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険 者とし、企業・団体を保険契約者として運営す る保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・ 保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険 期間	補償内容 保険料	支払 事由
入院医療費 支援制度(支援· 初期費用部分)	P5	P17	P3、P4	P19

- ※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。
- ※主な免責事由については、本パンフレットの 【注意喚起情報】4 保険金をお支払いできない 主な場合をご覧ください。

#### 3 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

#### 4 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

#### 6 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社:東京都千代田区神田司町2-11-1 電話番号:03-3257-3177(営業推進部)

### 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

● お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

#### 2 告知義務・通知義務等

(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼 告知書記載上の注意事項)

#### 健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する 義務(告知義務)があります。その告知した内 容が事実と違っている場合には、ご契約のそ の被保険者(保険の対象となる方)に対する部 分を解除し、保険金をお支払いできないこと があります(解除された場合は、既にお払い込 みいただいた保険料をお返しできないことが あります)。特に、健康状態については十分ご 注意ください。

(2)お申込後にご注意いただきたいこと 被保険者による保険契約の解除請求について

入院医療費支援制度(支援・初期費用部分)では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

#### 3 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の 初日の午前0時に始まります。

#### 4 保険金をお支払いできない主な場合

- ■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。
- ■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

入院医療費支援制度(支援·初期費用部分) P19

#### ⑤ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等に おいて、この保険は契約者保護の仕組みである「損 害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

#### ● 事故が起こった場合等のご連絡先

保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく 企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連 絡ください。

#### 7 ご照会・ご相談窓口

#### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へ お問い合わせください。

#### 引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、 下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室 0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)] 【受付時間】午前9時~午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく 金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機 関である一般社団法人日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。引受 損害保険会社との間で問題を解決できない 場合には、一般社団法人日本損害保険協会 に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808[ナビダイヤル(有料)] ※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割 引サービスや料金プランの無料通話は適

用されませんのでご注意ください。 【受付時間】午前9時15分~午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会 のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

## 契約概要•注意喚起情報【生命保険】

入院医療費支援制度(見舞金部分)

(家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付無配当団体医療保険)

特定疾病支援プラスα

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ 特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

#### 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

#### 契約概要【ご契約内容】

#### ● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、 企業・団体を保険契約者として運営する保険商 品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・ 保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険 期間	保障内容 保険料	支払 事由
入院医療費 支援制度 (見舞金部分)	P5	P17	P3.4	P21
特定疾病支援 プラスα	Pll	P17	P7.8	P9、27

#### 6 配当金

入院医療費支援制度(見舞金部分)、特定疾病 支援プラスαは、配当金はありません。

#### 4 脱退による返戻金

入院医療費支援制度(見舞金部分)、特定疾病 支援プラスαは、脱退(解約)による返戻金はあ りません。

#### 6 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

### 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

#### 2 告知に関する重要事項

- ■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義 務違反」としてご契約が解除され保険金をお 支払いできないこともあります。

#### ❸ 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

#### 新規加入の例

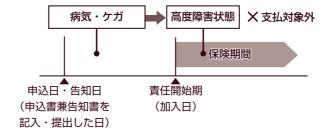


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を 承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

#### 4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

#### 高度障害保険金の例



- ■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- ■特定疾病支援プラスαについて、責任開始期 (加入日\*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確 定されていた場合や責任開始期(加入日\*)か らその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新 生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾 病保険金等をお支払いできません。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合 については、本パンフレットの該当ページを ご覧ください。

入院医療費支援制度(見舞金部分) P21 、 特定疾病支援プラスα P9、27

#### ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。 保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻 に陥った場合、保護機構により、保険契約者保 護の措置が図られることがありますが、この場 合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金 額等が削減されることがあります。詳細につい ては、保護機構までお問い合わせください。 詳しくは、ホームページアドレス

「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

#### 6 ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口 明治安田生命保険相互会社 公法人第一部 法人営業第一部 ご照会窓口 03-6259-0026 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年

末年始は除く)9:00~17:00

#### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・ 年始は除く)9:00~17:00

- ■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険協会」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
  - (ホームページ https://www.seiho.or.jp/)
- ■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の 留意事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ■入院医療費支援制度(見舞金部分)、特定疾病 支援プラスαについては、被保険者が受取人 となる保険金・給付金などについて、受取人 が請求できない特別の事情がある場合、被保 険者があらかじめ指定した指定代理請求者が 請求することができますので、指定代理請求 者に対しては、お支払事由および代理請求で きる旨をお伝えください。

33 きる旨な